2017年７月31日

資料３－11

厚生労働省

　総合政策・政策評価審議官

　　本　多　則　恵　様

一般社団法人 日本経済団体連合会

専務理事　　椋　田　哲　史

ＩＬＯに対する2017年日本政府年次報告書に関する意見

　先般、頂戴しましたＩＬＯ既批准条約等に関する2017年日本政府年次報告書案（協議対象条約：第19号、第27号、第81号、第87号、第98号、第102号、第115号、第121号、第159号）につき、内容を検討致しました結果、別紙の通り、第81号、第87号、第98号につきまして、意見を付することといたします。

以　上

＜別紙＞

**◆「労働監督に関する条約」（第81号）**

**＜意見＞**

質問Ⅱ

［第10条］［第11条］［第16条］

　本格的な労働力人口の減少期を迎える中、企業は、従来の働き方を見直し、女性や高齢者など多様な労働者が一層働きやすい環境を整備するとともに、生産性の向上に取り組んでいる。

　こうした変革期にあって、労働基準監督署が、限られた人的リソースの中で、過重労働の防止に向けた監督指導の強化や企業労使からの相談への対応、労働関係法令の周知に最大限取り組んでいることに敬意を表する。

　今後、わが国では、労働時間制度や有期契約労働者の労働条件の改善に関する法改正が見込まれており、労働基準監督署には、適切かつ統一的な監督指導を通じた労働関係法令の遵守の促進を期待したい。

　また、ＩＣＴ等の活用により、労働基準監督業務の効率化、コスト削減を積極的に進めることも大切である。

**◆結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第87号）**

**＜意見＞**

２．質問Ⅱについて

○2014年条約勧告適用専門家委員会からの意見

【自律的労使関係制度】

　四法案が廃案になった経緯やその後の状況、環境の変化、労使双方から様々な意見があったことを踏まえれば、多岐にわたる課題があり、自律的労使関係制度の措置については、いまだ国民の理解を得られておらず、引き続き職員団体等の意見を伺いながら慎重に検討するという日本政府の考え方を支持する。

【消防隊員、刑事施設職員の団結権】

　消防職員の指揮命令系統、組織運営上の秩序、関係機関との協働関係それぞれについて乱れが生じ、それによって住民の消防に対する信頼、国民の安全、安心の確保に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、消防隊員の団結権の付与については慎重に検討していく必要があるという日本政府の考え方を支持する。

　刑務官は警察職員と同様に法令により武器の携帯･使用が認められていることなどから、ＩＬＯ87号条約９条にいう「警察」に含まれるとする日本政府の見解を支持する。

【ストライキ権を制限される恐れがある者のための代償措置】

一般職の国家公務員については、人事院勧告制度の枠組みにおける給与決定過程に職員団体が関与するシステムとなっており、さらに勤務条件に関する行政措置要求制度や不利益処分に係る審査請求制度が職員保障されていることから、人事院は労働基本権制約の代償措置として十全に機能しているという日本政府の考え方を支持する。

【民間航空会社の整理解雇案件】

日本では、労働委員会制度や訴訟制度によって、民間の紛争事案は適切な解決が図られている。

**◆団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第98号）**

**＜意見＞**

　第87号条約に関するコメントと同様である。

以　上